

# 豊後大野市と国立大学法人大分大学との相互協力協定書

豊後大野市と国立大学法人大分大学とは、相互の発展をめざして幅広い分野で協力するために、ここに協定を締結する。

1. 両者は次の事項について協力する。

- 1) 教育・文化・生涯学習及び人材育成における諸課題
- 2) 生活環境の整備・保全や都市基盤整備における諸課題
- 3) 医療・保健・福祉の向上における諸課題
- 4) 産・学・官連携による技術交流と産業振興における諸課題
- 5) 情報化社会の構築における諸課題
- 6) 行財政の効率化・適正化における諸課題
- 7) 地域の振興に関する諸課題
- 8) その他必要と認められる行政施策立案に関する諸課題

2. 協力の形式及び協力による成果の利用方法等については、各々の課題に応じて両者間で協議する。なお、この協力協定が効果あるものとなるよう定期的に協議の場を持って推進を図る。

3. 本協定は両者の代表が署名した日に発効し、以後3年間有効とする。ただし、両者のいずれからも異議申し立てがない場合は、3年毎に自動的に更新されるものとする。

4. 本協定書は2通作成し、いずれも正文とする。

平成18年3月2日

豊後大野市長

国立大学法人 大分大学長